

## 一般事業主行動計画（第4回）

株式会社 長谷基業 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年10月1日～ 令和7年9月30日までの 2年間
2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、復帰しやすい環境を整備する

### <対策>

- 令和5年10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年12月～ 規程類の整備、社員への周知

目標2：引き続き所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを実施し、定着および拡充を目指す。

### <対策>

- 令和5年10月～ 所定外労働時間の現状を把握
- 令和6年 1月～ ノー残業デーの継続、定着及び拡充を検討し、実施

目標3：令和6年4月までに、子の看護休暇制度を拡充する（いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

### <対策>

- 令和5年10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年 4月～ 制度の導入、社員への周知